

湯つくり館利用料金表

[通所介護]

(令和3年4月～)

◇通所介護費

項目	要介護度	金額/日	項目	要介護度	金額/日
2時間以上 3時間未満	要介護1	270	3時間以上 4時間未満	要介護1	368
	要介護2	309		要介護2	421
	要介護3	350		要介護3	477
	要介護4	390		要介護4	530
	要介護5	430		要介護5	585
4時間以上 5時間未満	要介護1	386	5時間以上 6時間未満	要介護1	567
	要介護2	442		要介護2	670
	要介護3	500		要介護3	773
	要介護4	557		要介護4	876
	要介護5	614		要介護5	979
6時間以上 7時間未満	要介護1	581	7時間以上 8時間未満	要介護1	655
	要介護2	686		要介護2	773
	要介護3	792		要介護3	896
	要介護4	897		要介護4	1,018
	要介護5	1,003		要介護5	1,142
8時間以上 9時間未満	要介護1	666	◇食費		
	要介護2	787	項目	食事内容	金額/日
	要介護3	911	食事代	普通食	600
	要介護4	1,036		治療食(糖尿食・潰瘍食・腎臓食)	650
	要介護5	1,162	昼食キャンセル料		350

◇加算・減算

項目	金額/回	要件
入浴介助加算(Ⅰ)	40/回	入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56/回	ご契約者の居宅を訪問した上で、生活機能維持・向上に資する個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿った機能訓練を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	60/回	若年性認知症の方にサービスを行った場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/回	直接支援を提供する職員の総数の内、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上の場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 59/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施してる事業者の場合(1月につき)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 10/1000	
施設送迎減産	△47/片道	送迎を行わない場合

※上記の加算・減算においては、項目に該当する方または要件の内容によって加算・減算となります。

※食事代については昼食以外の飲食代(おやつ・飲み物等)も含まれます。

※治療食については、疾病等により食事制限の必要な方が対象となります。

◇その他(オプション代)

項目	金額	項目	金額	
当日キャンセル料	350/回	処置材料費	ガーゼ(L)	70/枚
理美容代(月・火)	1,500/回		ガーゼ(M)	60/枚
オムツ代		装着型紙オムツ	150/枚	防水フィルム(M)
	紙パンツ	150/枚	教養娯楽費	実費
	紙パッド	50/枚		

※令和3年9月30日までは、新型コロナウイルス感染症に対する特例的評価としてサービス費に0.1%上乘せられます

湯っくり館利用料金表 [介護予防通所サービス]

(令和3年4月～)

◇通所型サービス費

要支援度	金額/月
要支援1・事業対象者	1,672
要支援2・事業対象者	3,428

◇加算・減算

項目	金額/月	要件
若年性認知症利用者受入加算	240	若年性認知症の方にサービスを行った場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 24	直接支援を提供する職員の総数の内、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上の場合
	要支援2 48	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 59/1000	厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施して事業者の場合(1月につき)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 10/1000	

※上記の加算・減算においては、項目に該当する方または要件の内容によって加算・減算となります。

◇食費

項目	食事内容	金額/日
食事代	普通食	600
	治療食(糖尿食・潰瘍食・腎臓食)	650
昼食キャンセル料		350

※食事代については昼食以外の飲食代(おやつ・飲み物等)も含まれます。

※治療食については、疾病等により食事制限の必要な方が対象となります。

◇その他(オプション代)

項目	金額
理美容代(月・火)	散髪 1,500/回
オムツ代	装着型紙オムツ 150/枚
	紙パンツ 150/枚
	紙パッド 50/枚
処置材料費	ガーゼ(L) 70/枚
	ガーゼ(M) 60/枚
	防水フィルム(L) 200/枚
	防水フィルム(M) 100/枚
教養娯楽費	実費

※令和3年9月30日までは、新型コロナウイルス感染症に対する特例的評価としてサービス費に0.1%上乘せられます